

家庭ゴミ収集有料化条例への反対討論

2004年12月2日(木)
日本共産党市議団

日本共産党小金井市議団を代表して、本条例案への反対の討論を行ないます。小金井市は家庭ゴミ収集の有料化を提案する最大の理由に、有料化すればゴミ量が減ることをあげています。たしかに、有料化した自治体では、有料化前と比べて、家庭ゴミが減少していることが見てとれます。しかし、有料化した自治体を実際に調べてみると、有料化に合わせた住民説明会のなかで、それまで燃やすゴミや燃やさないゴミで出していたゴミが、じつは資源ゴミとして扱えるものを含んでいたり、スーパーなどの店舗で回収しているものを含んでいることが指摘され、実際にゴミとして出さざるを得ないものは、従来より少なくてすむことが住民に周知されています。つまり、有料化によってゴミの量が減少したのではなく、ゴミ排出のあり方の徹底や資源・リサイクル化への啓蒙活動によって、住民が分別排出をすすめ、ゴミとして出される量が減って行つたわけです。また、地球資源をまもり、リサイクル化を促進させようとの啓蒙活動がすすんでいくなかで、ゴミになる製品の購入を避けたり、リサイクル可能な容器に入った商品を購入するなどの工夫を、市民自らが行なうようになったわけです。

このことは、すでに小金井市でも経験ずみのことです。2年前の4月から小金井市は、古紙などを毎週回収するかわりに、可燃ゴミをそれまでの週3回収集から週2回収集に変更しました。小金井市はこの変更にあたって、変更内容を徹底するための住民説明会を各地域で行ない、そのなかで、ゴミ排出の仕方や分別の徹底を強調。この住民説明会が功を奏して、2002年度の住民一人当たりの一日の可燃ゴミ量は前年度を大きく下回り、逆に、資源ゴミ量は大きく増加したわけです。こうした啓蒙活動が今日も大きな役割を果たし、昨年度の小金井市の住民一人当たりの一日のゴミ量は三多摩26市中、少ない方から5番目、ゴミの資源化率はトップクラスになっています。有料化しなくとも、ゴミ減量はできることを、小金井市みずからがすでに立証しています。

そのことを十分に認識していながら、あえて小金井市がゴミ収集の有料化を打ち出した一番の理由は、有料化で新たな財源を生み出そうと考えているからです。2年前の2月に小金井市が発表した「第2次財政健全化計画(案)」で、「一般家庭ゴミの有料化」を、「歳入の確保等」のなかの「受益者負担の適正化」のところに明記していることは、偽りのない事実だからです。小金井市は今回の有料化で、戸別収集による委託料の増加や諸経費の増加を差し引いても、1億円余の収益を見込んでいます。そして市民に負担を求める指定袋の金額は、日野市、武蔵野市と同額の三多摩一高いものであり、長引く不況のなか、出費を少しでも抑えたいと願う市民に、一世帯あたり年平均6,000円もの負担を求めるものとなっています。それは、他の自治体に手本を示すほどのゴミ減量、資源化率向上をすすめている市民に対して、小金井市はあくまでも有料化を押しつけ、三多摩一高いゴミ袋を買わせようとするもので、肝心の、ゴミにせざるを得ない容器類まであわせて購入させている生産者には、何ら痛みを負わせるものではなく、その肩代わりを消費者に負わせるものとなります。

市民と行政との協働によって、市民が排出するゴミ量は減少の道を歩んでいます。しかし、それでも、二枚橋焼却場に持ち込まれている燃やすゴミの65%は紙類であり、中間処理場に持ち込まれている燃やさないゴミの70%はプラスチック類です。さらなるゴミ分別の徹底と資源化にむけた取り組みをすすめることが求められます。同時に、自治体ごとにゴミ分別の仕方が異なる現状のなかで、他の自治体から引っ越してこられて月日の浅い家庭や、ゴミ特集号の市報やゴミカレンダーにあまり目を通さずにゴミを出される人が少なからずいるなかでは、各家庭を訪問しての指導や、これまで以上の啓蒙活動が求められていることはいなめません。有料化しても、不十分なゴミの出し方が続き、ゴミの分別・ゴミ減量にはならないからです。かえって、指定された袋ではなく、これまでのようにレジ袋などで出してしまうことが懸念され、不法投棄扱いされるゴミが多く出る可能性も否定できません。

一部には、一定のゴミ量を超えて出す人には、有料化しても良いのではないかとの意見がありますが、ゴミ減量をすすめていくことが今日の重要な責務となっている時代においては、結局のところ有料化のペナルティを与えるという範囲のものであり、かけがえのない地球が求めているゴミ減量への道筋とは考えを異にする代物です。逆に、お金さえ払えばとの意識を生み出すことにもなりかねません。有料化でなく、ゴミの出し方の指導にこそ力を入れるべきです。

では、ゴミの量を減らすために何が求められているでしょうか。日本共産党市議団は以下の5点を提案いたします。第一に、ゴミの減量とリサイクルへの協力を得るために、住民および事業者への説明会の開催などの啓蒙活動を旺盛にすすめること。第二に、生ゴミの堆肥化装置を公共施設、共同住宅などに増設し、容器包装リサイクル法にもとづき、プラスチックなどの分別をすすめること。第三に、スーパー、商店などにリサイクル推進店を指定し、街ぐるみのリサイクル運動をすすめること。第四に、ゴミ減量推進員を公募し、ゴミ減量キャンペーンやリサイクルなどの新たな施策を市民ぐるみで提案する制度をつくること。第五に、ゴミを出す生産者の負担を明確にした拡大生産者責任など、容器包装リサイクル法の整備をすすめること。

この道を推し進めてこそ、ごみ減量とリサイクル化の促進、地球環境を守る確かな歩みとなります。以上のことから、家庭ゴミの有料化条例案に反対を表明するものです。以上。

